



2022年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社 スマートバリュー
代 表 者 名 代表執行役社長 渋谷 順
(コード番号: 9417)
問 い 合 わ せ 先 社長室 Division 大門 朋恵
TEL. 06-6227-5577

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年9月29日に開催予定の当社第75期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、次のとおり当社定款を一部変更するものがあります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考資料等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための提示株主総会開催日	2022年9月29日(木)(予定)
定款変更の効力発生日	2022年9月29日(木)(予定)

以上

【別紙】（定款変更後の内容）

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上